

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN RTC 業務に関する解説

ICAP (International Center for Assault Prevention) は、CAPに関するすべての権限を有する。2009年、CAPセンター・JAPANはICAPとCAPに関するRTC契約を交わし、日本の南部のCAP RTC (Regional Training Center / ICAP認可によるCAPトレーニングセンター) として正式に認可された。

RTC業務とは、ICAPと交わしたRTC契約書、CAPセンター・JAPANがCAPプログラムを実践するCAPグループと交わす覚書 (Memorandum of Understanding 略称: MOU)、およびCAPセンター・JAPANがCAPグループを通してCAPスペシャリストと交わした文書(「CAPスペシャリスト活動登録申請書」および「CAPグループ所属申請書」)、ほかCAPプログラムを実践するうえでの規定等の各種合意を適切に運用管理する業務である。

1 . RTC契約について (CAP REGIONAL TRAINING CENTERS Organizational Agreement / CAP RTC(トレーニングセンター) 組織認定合意文書)

RTC契約とは、CAPセンター・JAPANがICAPと交わしたRTCの業務と責務に関する契約であり、概要は以下のとおりである。

(RTC圏)

CAPセンター・JAPANは、日本南部におけるCAPトレーニングセンターのICAPの代理として、その領域は以下の32都府県と指定されている。

埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(RTCの責務)

RTCとしてICAPと契約している内容は以下のとおりである。

- (1) 領域：領域におけるCAPグループを監督する。
- (2) トレーニング：契約圏内においてそのRTCは、CAPスペシャリスト対象に実施するすべてのCAPカリキュラムの唯一の配布者となる。
- (3) カリキュラム：CAPカリキュラムを忠実に実施することを保障する。
- (4) 連絡：圏内のCAPグループとICAPとの連絡を担う。
- (5) モニタリング：圏内すべてのCAPグループの1.CAPプログラムのモニタリング(監視)を行い、2.認可に関する責任を持つ。
- (6) 統計/評価：圏内のCAPプログラムに関する年間の統計データの集積を行い、年度末にICAPに提出する。

(CAPプログラム実践者の責務)

ICAPは「CAPグループはICAPRTCのもとで活動し、同様にCAPスペシャリストはCAPグループと同意の上で活動している」と認識する。そのため、RTC圏内でCAPプログラム実践をするCAPグループおよびCAPスペシャリストには以下のことが求められる。

- (1) CAPグループは毎年、RTCと覚書(Memorandum of Understanding)を交わす。
- (2) CAPグループは、グループに所属するCAPスペシャリストが「CAPスペシャリスト同意書」(CAPセンター・JAPANでは「CAPスペシャリスト活動登録申請書」ならびに「CAPグループ所属申請書」)をRTCに提出する。
- (3) CAPスペシャリストは、活動を継続するために更新を行う。

2 . ICAPカリキュラム資料の著作権と使用に関して

(ICAP Memo, Copyright and use of ICAP Curricula Materials, 2010年3月)

(CAP子どもワークショップ実施ガイド 小学生版)

「CAP子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」の著作権は、英文オリジナルをICAPが、日本語翻訳版はICAPと翻訳者が共同所有しており、RTCには所有されていない。ただし、印刷

配布することは許可されている。

(CAP スペシャリスト養成講座 就学前プログラムテキスト)

「CAP スペシャリスト養成講座 就学前プログラムテキスト」の著作権は、英文オリジナルを ICAP とカリフォルニアトレーニングセンターが、日本語翻訳版は ICAP とカリフォルニアトレーニングセンターと翻訳者が共同所有しており、RTC には所有されていない。ただし、印刷配布することは許可されている。

(スクリプトの変更)

スクリプトの変更・改訂への要望は、日本の RTC が共同でなさなければならない。その要望は各 RTC の CRC (カリキュラムレビュー委員会) に提出された要望を RTC 内で検討した後、CAP センター・JAPAN および J-CAPTA 合同の CRC (カリキュラムレビュー委員会) にて検討し、その後 ICAP へ申請を行い、それが認められた後のみ変更を行うことができる。

3 . CAP プログラムを実践する CAP グループとの覚書 (MOU)

CAP プログラム実践の責任を持つ CAP グループおよび CAP グループ責任者と CAP センター・JAPAN が、地域における CAP 活動の維持を目的に年 1 回合意のための覚書を交わす。

CAP センター・JAPAN は、CAP グループによる CAP プログラム実践において、以下の実施基準の条件を満たしているかどうかに対して調査する義務がある。

(CAP グループの設立要件)

3 人以上の CAP スペシャリスト (CAP スペシャリスト活動認定証所持者) を含む。

(CAP プログラムの実施基準)

CAP プログラムの実施は CAP センター・JAPAN の実施基準を遵守し実践する。

- (1) CAP センター・JAPAN の頒布する実施ガイドおよびテキストに沿ってプログラムを実践する。
2011 年 4 月現在は、以下のとおりである。
「CAP 子どもワークショップ実施ガイド 小学生版」(第 4 版.2008 年 5 月発行)
「CAP スペシャリスト養成講座 就学前プログラムテキスト」(3 版.2009 年 2 月発行)
「中学生暴力防止プログラム 養成講座テキスト」(第 8 版.2007 年 10 月発行)
「CAP 子どもワークショップ スペシャルニーズプログラム 実施ガイド」
(第 1 版.2008 年 2 月発行)
- (2) CAP プログラムの実施は、CAP スペシャリスト (CAP スペシャリスト活動認定証所持者) が行う。
- (3) 子どもワークショップを実施する場合、原則として教職員ワークショップ・保護者ワークショップ・子どもワークショップの 3 つのワークショップを行う。
- (4) トークタイムを含む子どもワークショップを実施する。

(CAP グループの運営)

CAP グループ責任者は、以下の役割を担う。

- (1) 自グループに所属する CAP スペシャリストと CAP センター・JAPAN の間の連絡窓口
- (2) CAP プログラム実施基準の遵守
- (3) プログラム実施やその他関連のあるデータの記録と保管
- (4) CAP 活動実績やプログラム実践地域の報告
- (5) 「CAP センター・JAPAN 登録グループ現況報告書」の提出
- (6) CAP スペシャリストに関する登録、更新、変更の連絡・手続き

4 . CAP スペシャリストについて

CAP センター・JAPAN が管轄する CAP グループに所属し、さまざまな養成課程を経て CAP スペシャリスト養成講座を修了した者は、2009 年 11 月に CAP センター・JAPAN が導入した「CAP スペシャリスト登録制度」に基づく申請によって、2010 年 4 月よりその資格が一元化された。

(資格)

CAP スペシャリスト養成講座を修了し、CAP センター・JAPAN が認可した CAP グループに所属する個人は、CAP センター・JAPAN が定める「CAP スペシャリスト活動登録申請書」および「グループ所属申請書」の提出をもって申請（登録申請料 500 円）を行い、「CAP スペシャリスト活動認定証」をもって CAP プログラムの実践を行う。

CAP スペシャリスト養成講座を修了し、CAP グループに所属しない者は、CAP センター・JAPAN 活動会員になり CAP センター・JAPAN に「CAP スペシャリスト資格保持登録申請書」と「覚書」(実施ガイド等の管理について)の提出をもって申請（登録申請料 500 円）を行い、「CAP スペシャリスト資格取得証明書」をもって、CAP プログラム実践者と同じ権利を有する。

（更新）

CAP プログラム実践を継続するためには、CAP センター・JAPAN が定める更新制度にのっとり、3 年ごとにその資格の更新を行う。資格更新にあたっては、1 日のトークタイム研修を必須とする。その他、更新料および更新方法に関することは別途定め、理事会で承認されるものとする。

（CAP スペシャリスト養成講座修了者）

CAP センター・JAPAN 養成講座終了後の 1 年間は、活動会員となって CAP センター・JAPAN から情報提供および支援を受ける。ただし、CAP スペシャリスト養成講座修了時が下四半期以降の場合、翌年度の活動会員として扱う。

5 . トレーナーについて

CAP スペシャリストへの資格取得のためのトレーニング業務を行う人を「CAP トレーナー」と呼ぶ。CAP 小学生プログラムの CAP トレーナーをベーシックトレーナー、CAP 就学前プログラムのトレーナーをプレトレーナー、CAP スペシャルニーズプログラムの CAP トレーナーを SNP トレーナーの名称で呼ぶこととする。

（選任）

CAP トレーナーのうち、ベーシックトレーナーおよびプレトレーナーについては、「CAP トレーナー資格取得者」を対象に選考を行う。「トレーナーの評価と選考に関する委員会」がベーシックトレーナー、プレトレーナー候補者選出を行い、理事会で選任する。

（ICAP への報告）

選任された CAP トレーナーは、ICAP へ報告する。

（更新）

CAP トレーナーは毎年契約を行う。

（所属）

CAP トレーナーはトレーニング委員会に所属する。

付則 この解説は2011年10月15日に理事会の承認を経て、2011年11月1日より施行する。